

2017年2月14日
全国港湾16発第73号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



17 春闘中央行動に関する指示

公文第63号(1月30日付)「17春闘の当面の取り組みに関する指示」にもとづき、17春闘中央行動について、各単組・地区港湾は次の取り組みを指示する。

記

1. 中央行動の内容について

(1) 日 時 2017年3月15日(水)11:30~16日(木)12:00

(2) 具体的な行動内容

- ① 15日(水)11:30 衆議院第1議員会館/1階大会議室集合
12:00~13:00 「港湾労働者の生活向上・大幅賃上げ!
17 港湾春闘勝利決起集会」

<移動及び昼食>

14:00~16:00 行政・ユーザー要請行動

- ①国土交通省、②厚生労働省、③経済産業省、
④消防庁、⑤邦船3社、⑥外船協、⑦日本貿易会

※国交省前(外務省側)座り込み行動

16:00~16:30 報告集会/国交省前

終了後解散

② 16日(木)10:00~10:30 国際ビル横集合/意思統一集会

10:30~11:30 丸の内デモ(国際ビル横~神田橋公園~経団連
経団連前でシュプレヒコール 解散

2. 動員について

(1) 全中央執行委員

(2) 地区港湾について(中央執行委員は除く)

- ① 京浜三港は、東京港湾60名、川港労協20名、全横浜港湾60名の動員を取り組むこと。
② 上記以外の地区港湾は各2名の動員を取り組むこと。
③ 書記局連絡会他10名
(3) 各単組は地区港湾の動員等の取り組みを促進させるため、縦指示を取り組むこと。

3. 交通費、その他

- (1) 交通費・日当については全国港湾負担とする。飛行機利用の場合は航空券か領収書のコピーを全国港湾書記局まで届け出ること。なお、交通手段については格安パック等の利用を要請すること。京浜地区については、後日一括清算とする。
- (2) 行政交渉には名簿提出が必要なことから、各単組、地区港湾は参加者名簿を3月6日(月)までに提出すること。
- (3) 動員参加者は必ず腕章を持参すること
- (4) 詳細について、2月20日(月)10時から、開催される中央行動実行委員会で詳細が決まり次第、改めて指示する。

以 上